

第 1 5 4 回
青森県都市計画審議会
議事録

令和 7 年 6 月 2 3 日（月）

日 時：令和 7 年 6 月 2 3 日（月） 午後 2 時 0 0 分から午後 2 時 3 0 分

場 所：新町キューブ 3F 会議室

出席者：議長 堀内 一穂
委員 高樋 忍
委員 古戸 睦子
委員 藤林 吉明
委員 重 浩一郎
委員 菅家 秀人 （代理：齊藤 学）※W e b 出席
委員 西村 拓 （代理：大石 珠希）
委員 川崎 博 （代理：長内 誠）
委員 小野寺 健一 （代理：沢田 和毅）
委員 山田 知
委員 山谷 清文
委員 齊藤 爾
委員 鈴木 進

以上 1 3 名出席

議 事

議案第 1 号 むつ都市計画道路の変更（青森県決定）について

【司会】

定刻となりましたので、ただいまから、第154回青森県都市計画審議会を開会いたします。それでは最初に、お配りしている資料の確認を行います。

事前に送付している資料として、①次第②委員名簿③委員席図④議案書⑤A3判横の参考資料がございます。本日、ご持参いただいていない場合は、お席までお持ちしますので事務局までお申し付け下さい。次に、本日配付した資料としまして、⑥青森県都市計画審議会規則⑦青森県都市計画審議会のweb会議システムを利用した出席等についての取扱要領⑧表紙に青色文字で「第154回青森県都市計画審議会」と記載されたもの⑨青森県都市計画マスタープランの改定状況についてがございます。不足などございましたら事務局までお申し付け下さい。

続きまして、今回、第5号委員に異動がございましたので、委員の皆様を紹介いたします。

第1号委員は学識経験を有する皆様でございます。弘前大学大学院理工学研究科准教授の堀内一穂様でございます。公益社団法人青森観光コンベンション協会の高樋忍様でございます。一般社団法人青森県建築士会の古戸睦子様でございます。公益社団法人青森県宅地建物取引業協会の藤林吉明様でございます。八戸工業高等専門学校産業工学システム工学科准教授の重浩一郎様でございます。

第2号委員は関係行政機関の皆様でございます。東北農政局長の菅家秀人様でございます。本日は代理として、東北農政局農村振興部農村計画課長の齊藤学様が出席されております。本日はリモートによる出席となっております。東北地方整備局長の西村拓様でございます。本日は代理として、青森河川国道事務所長の大石珠希様が出席されております。東北運輸局長の川崎博様でございます。本日は代理として、東北運輸局青森運輸支局長の長内誠様が出席されております。青森県警察本部長の小野寺健一様でございます。本日は代理として青森県警察本部交通部交通規制課長の沢田和毅様が出席されております。

第3号委員は市町村長を代表する方でございます。青森県市長会会長の西秀記様は本日欠席されております。

第4号委員は県議会議員の方でございます。山田知様でございます。山谷清文様でございます。齊藤爾様でございます。

第5号委員は市町村の議会の議長を代表する方でございます。青森県町村議会議長会会長の鈴木進様でございます。

なお、本日の委員の皆様の出席状況についてですが、委員14名中13名のご出席を頂いており、全委員の2分の1以上がご出席となりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、当審議会の庶務に従事する幹事の紹介をいたします。青森県県土整備部都市計画課長の垂井祐司課長です。青森県県土整備部建築住宅課長の木村博隆課長です。

それでは議事に移ります。青森県附属機関に関する条例第6条の規定によりまして会長が会議の議長となりますので、堀内会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【堀内会長】

はい。それでは、議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。最初に慣例によりまして、私から議事録署名委員お二方を指名させていただきます。古戸委員と山谷委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

【古戸委員・山谷委員】

はい。

【堀内会長】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは議案の審議に入ります。議案第1号「むつ都市計画道路の変更（青森県決定）」について、事務局から説明してください。

【事務局】

青森県県土整備部都市計画課の成田と申します。よろしくお願いいたします。こちらのスクリーンに映しておりますスライド資料を用いてご説明いたします。お手元にもスクリーンと同じものをお配りしておりますので、見やすい方をご覧くださいと思います。

それでは、「議案第 1 号むつ都市計画道路の変更（青森県決定）」についてご説明いたします。

変更内容の説明に先立ちまして、毎回のことで恐縮ではありますが、まず都市計画道路についてご説明させていただきます。都市計画道路とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法にもとづいて決定された道路のことです。目的とその効果ですが、都市計画道路として決定されることで、事前に道路のルートを示すことができます。そして、その決定された範囲には建築制限がかかるほか、都市計画事業認可を得ることで土地の収用が可能になるなど、道路の建設を円滑に行うことができるようになります。

次に、建築制限についてご説明いたします。こちらは建築制限のイメージです。道路を挟んだ 2 本の青い点線が都市計画道路の幅を示した線です。建築制限を受けるのは青い点線の内側の区域になります。この区域では、2 階建て以下で地階を有しない建築物、かつ比較的容易に移転できる木造等の建築物でなければ基本的に建築することができないことになります。

このような都市計画道路の区域内において、建築物を建築しようとするときは、都市計画法第 53 条第 1 項の規定による都道府県知事等の許可が必要となります。許可の基準は、先ほどの繰り返しになりますが、2 階建て以下で、かつ、地階を有しないこと、主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。この二つの要件を満たし、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるものとなります。

それでは、1・5・1 号むつ横浜線の変更について、ご説明いたします。今回計画変更となる区間である下北半島縦貫道路「奥内バイパス」についてご説明します。上の図にございますとおり、「奥内バイパス」は下北半島縦貫道路の一部を構成しておりまして、区間としては（仮称）むつ中野沢 IC から（仮称）むつ奥内 IC までとなっております。また下の図にございますとおり、この「奥内バイパス」区間は、令和 2 年 1 月に都市計画決定した、都市計画道路 1・5・1 号むつ横浜線の一部を構成しています。今回、「奥内バイパス」区間について、道路を整備する県が行った道路設計の内容を反映いたしまして、都市計画道路の区域を変更するというご説明です。

7 ページは（仮称）むつ奥内 IC 付近の航空写真でございます。北側のむつ市方面から南側の横浜町方面を映した写真となります。赤が都市計画変更の区

間である「奥内バイパス」になります。また、水色が現在工事中のむつ南バイパス、紫が国道２７９号、緑はＪＲ大湊線になります。

８ページは（仮称）むつ中野沢ＩＣ周辺の航空写真でございます。南側の横浜町方面から北側のむつ市方位面を映した写真となります。赤が「奥内バイパス」、水色が現在事業中の横浜北バイパス、紫が国道２７９号、緑がＪＲ大湊線になります。

続いて、むつ横浜線の計画概要でございます。計画延長は約３６ｋｍ、車線数は２車線または４車線、事業実施者は青森県となっております。横断構成は図にお示ししているとおりとなっております。なお、４車線の区間は、付加車線が設けられている区間となっております。

続いて、変更内容です。これまでは、所謂、上幅都計と呼ばれますが、黒い部分で示している道路幅員分を都市計画区域として指定しておりました。この度、事業者による道路設計が確定したことで、赤い部分に示しているとおり、道路法面等で必要な区域を追加する、所謂、下幅都計を行うものでございます。

ここからは平面図が６枚ほど続きます。黄色で示した区域が変更前、赤で示した区域が変更後となっております。こちらは一番北側の（仮称）むつ奥内ＩＣ周辺です。２枚目の平面図です。３枚目。４枚目。５枚目。最後の６枚目です。（仮称）むつ中野沢ＩＣ周辺となります。以上が、１・５・１むつ横浜線の変更内容でございます。

続きまして、３・４・９号高待二枚橋線の変更について、ご説明いたします。高待二枚橋線の変更内容、総括図になります。高待二枚橋線は、右上に青森県の白図を示していますが、津軽海峡に面しております、むつ市大畑町地区にある路線でございます。平成２３年８月に都市計画決定された路線になりますが、周辺道路の整備や今後の交通需要の増加が見込めなくなった区間について都市計画を廃止し、これに伴いまして都市計画道路名を変更するものでございます。

起点側の平面図になります。紫の点線で示している国道２７９号正津川バイパスが整備されたことで、黒い部分の７４０ｍ区間につきましては、交通需要が見込めないことから廃止をするものでございます。

同様に、終点側の平面図になります。同じく、紫の点線で示している国道２７９号二枚橋バイパスが整備されたことで、黒い部分の８５０ｍ区間につきましては、交通需要が見込めないことから廃止とするものです。また、終点が二

枚橋地区から涌館地区に変更となりますので、都市計画道路名を高待二枚橋線から高待涌館線に変更するものでございます。以上が、3・4・9号高待二枚橋線の変更内容でございます。

最後に本議案第1号に係る都市計画変更の手続きについてご説明いたします。これまでの経緯といたしまして、令和7年4月9日に青森県むつ合同庁舎で住民向けの原案説明会を実施しております。その後、4月10日から24日まで原案縦覧を行いました。この期間に公聴会公述の申し出がありませんでしたので、原案公聴会は中止となっております。その後、令和7年5月20日から6月2日まで都市計画案の縦覧を行いました。住民その他利害関係者等から都市計画案に対する意見書の提出はありませんでした。また、地元むつ市からも令和7年5月20日付けで「意見なし」の回答をいただいております。今後の予定としまして、本審議会で異論等がないようでございますれば、国土交通大臣の同意を得るなどの必要な手続きを進め、8月上旬の都市計画変更の告示を行う予定としております。

以上で、本日の議案の説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【堀内会長】

ただいま説明のありました議案第1号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

ご質問、ご意見等がないようですので、お諮りいたします。議案第1号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【堀内会長】

それでは、ご異議ないようですので、議案第1号については原案どおり決定することといたします。

これで、本日の審議案件は終了いたしました。つきましては、青森県知事に対し、審議結果について原案のとおり議決された旨を答申することといたします。それでは、進行を司会にお返しいたします。

【司会】

堀内会長、ありがとうございました。

皆様方には、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

ここで、事務局より、その他としまして、報告事項が1点ございます。前回の第153回都市計画審議会において連絡させていただいておりましたが、県では昨年度より青森県都市計画マスタープランの改定作業を行っており、この改定の状況について、ご報告させていただきます。

【事務局】

都市計画課の舘岡です。私からは、「青森県都市計画マスタープラン」の進捗状況について説明させていただきます。

県では、昨年度より「青森県都市計画マスタープラン」の改定を進めております。「青森県都市計画マスタープラン」とは、県及び県内市町村の開発・土地利用の動向や、人口・産業の見通しなどをふまえ、おおむね20年後を展望した都市の将来像を描き、その実現に向けた都市づくりの方向性や、具体的な都市計画の運用・活用の考え方を明らかにするために作成する計画です。最後に改定されたのは2010年ですので、その時点では2030年の将来像を描いております。現在2025年ですので、あと数年で目標年次が迫っていることから、次の将来を見据えるべく、現在改定作業を行っているところであります。この2010年に改定されたマスタープランは、県のホームページで公開しています。次のスライドいきます。

その都市計画マスタープランの構成について説明いたします。まず上位計画として、「青森県基本計画（青森新時代への架け橋）」というものがあります。青森県基本計画は、県の行政運営全般のあらゆる分野での方針を示しているものになります。その計画の実現のために、都市計画の分野からアプローチしたものが青森県都市計画マスタープランというものになっております。基本方針とは県土全体の都市計画に関する考え方のベースとなる計画、圏域別計画とは基本方針を踏まえ6圏域ごとに圏域内の市町村の連携の考え方を示した計画となります右上に赤い四角で示していますが、R6に基本方針、R7に圏域別計画の策定を行って、R8に公表する予定としています。次のスライドいきます。

昨年度の基本方針の策定にあたり、実施した内容を一部紹介します。まず1つ目が「検討委員会」です。作成した基本方針の素案について、学術的な観点

から意見をいただくため、学識経験者により構成される委員会を実施しました。昨年度はこちらの委員会を3回実施しました。2つ目は「自治体職員向けの勉強会」です。県内6か所で開催しました。各市町村の声をマスタープランに反映させるために開催しました。参加者は自治体職員と検討委員会のメンバーです。市町村が抱える問題を出してもらって、有識者から県外のどここの自治体はこういう風に取り組んでいますよなどの提案を出してもらい、まちづくりに関する課題に対する解決方法を共有したりしました。次のスライドいきます。

こちら最後のページではスケジュールを示しています。まず先ほどお伝えした通り、令和6年度に青森県都市計画基本方針の作成を行いました。こちらは3月までに素案が作成済みです。県民からの意見を頂戴するため、今年度に入ってから、4/25～5/24の1か月間で県民提案制度（パブリックコメント）を実施しました。意見募集の結果、1件意見があり、それを踏まえて今後検討を進めていくところであります。次に、今年度（令和7年度）ですが、圏域別計画の作成を進めて参ります。前年度の基本方針は県土全体を対象にした計画でしたが、圏域別計画は東青、中南、三八、西北、上北、下北6圏域のそれぞれの計画になります。おおまかには現状の分析、課題の整理、計画を作成するといった流れです。作成した素案は要所要所で検討委員会にはかります。学識経験者からの意見を踏まえつつ計画に反映していく流れになっております。圏域別計画についても素案ができましたら、パブリックコメントを実施して県民から意見をいただきます。そして令和8年度に公表を予定しております。以上で「青森県都市計画マスタープラン」の進捗状況についての報告を終わります。

【司会】

ありがとうございました。都市計画マスタープランの改定状況等については、引き続き、折を見て、ご報告したいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、これを持ちまして、第154回青森県都市計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

以上